

1 富士山南鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(1) 概要

ア 名 称：富士山南鳥獣保護区特別保護地区
 イ 区 分：大規模生息地
 ウ 区 域：富士山南斜面の概ね5合目以上の区域
 エ 面 積：4,331ヘクタール
 オ 存続期間：令和5年11月1日から令和15年10月31日まで(10年間)
 カ 概 要：当該地区は、富士山南斜面に位置し、国有林の一部である。国立公園特別地域に指定された自然環境豊かな地域であり、富士宮口、御殿場口、須走口の登山ルートを含んでいる。

(生息する主な鳥獣)

鳥類：ウツ、カヤクグリ、アマツバメ、ホシガラス、ルリビタキ、ミソサザイ、ビンズイ、イワヒバリ、ヒガラ、コガラ、キクイタダキ、アカハラ、コマドリ、フクロウ、マミジロ等

獣類：ニホンジカ、カモシカ、ホンドヒメネズミ、ホンシュウトガリネズミ、ホンドアカネズミ、スミスネズミ、ホンシュウヒミズ、フジミズラモグラ、モモンガ、ヤマネ、キツネ、オコジョ等

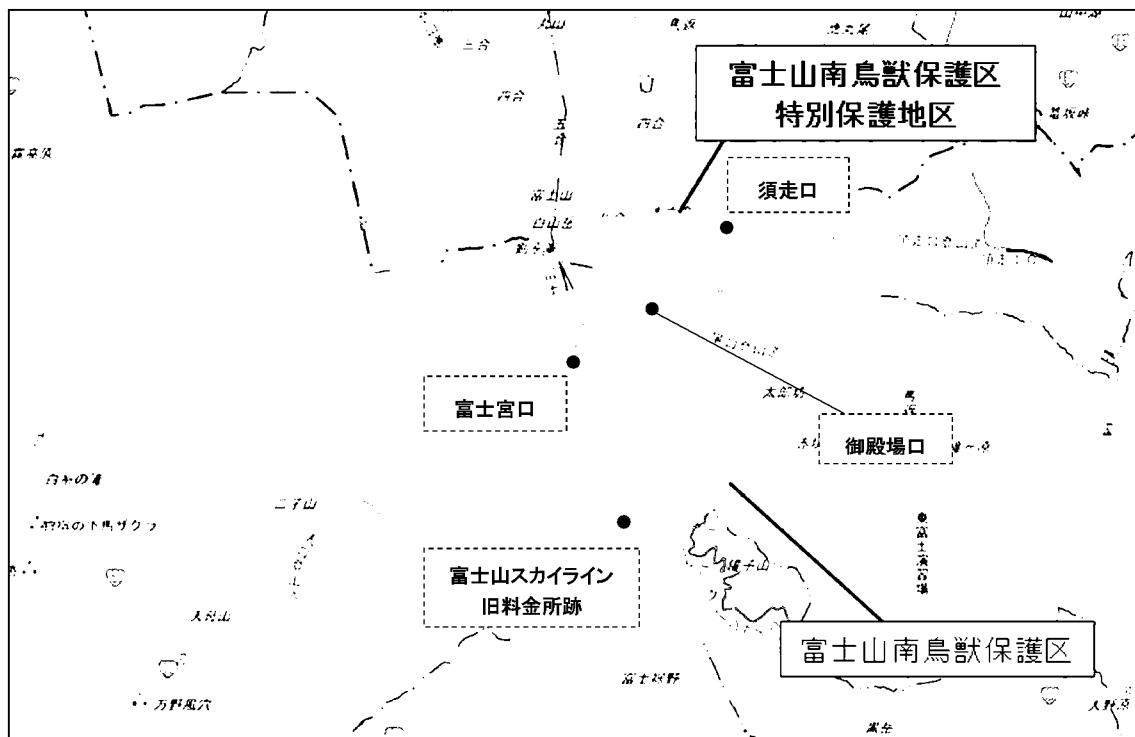
キ 經 緯：当該地区は、昭和48年10月5日付で、国設富士山南鳥獣保護区特別保護地区として指定され、その後、昭和53年1月自然環境保全審議会の答申により改正された国設鳥獣保護区としての指定区域として適合しなくなつたため、昭和58年10月4日の国設期間の満了に際し、国設から県設に切り替えて指定し、再指定を繰り返している。

令和3年度に、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定するに当たり、関係市町からの当該地区の再指定の要望を受け、第13次鳥獣保護管理事業計画に指定箇所として位置づけた。

(2) 質問理由

富士山南鳥獣保護区のうち、小禽類や猛禽類、大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する中核的な区域である。

また、カラマツ、モミ、シラベ、ツガを主とする富士山に残された数少ない原生林で、高山帯の野鳥の貴重な繁殖地、生息地となっており、環境を適切に保全する必要がある。鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように、木材の伐採や工作物の設置等の行為を規制し、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図るため、引き続き鳥獣保護区特別保護地区に再指定することについて質問する。



2 東山口狩獵鳥獸捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：東山口狩獵鳥獸（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
イ 域 域：掛川市の東部に位置し、東山口地区、日坂地区、満水地区等からなる区域
ウ 面 積：1,350 ヘクタール
エ 存続期間：令和5年11月1日から令和8年10月31日まで（3年間）
オ 概 要：林野が7割近くを占めている豊かな自然に恵まれた地域であり、鳥獸の生息の好適地である。また、つま恋リゾートや旧東海道等、自然と文化の両面を合わせ持ち、自然散策などにも利用されている地域である。
(生息する主な鳥獸)
鳥類：キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ等
獸類：イノシシ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等
カ 經 緯：昭和46年 鳥獸保護区に指定
平成23年 狩獵鳥獸捕獲禁止区域に指定替え
以降、3年ごとに再指定
キ 有害鳥獸の状況（過去3年）
(ア) 有害鳥獸捕獲許可件数
11 件
(イ) 加害鳥獸の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（茶、水稻、竹の子、里芋、さつま芋、野菜等）

(2) 諒問理由

豊かな自然に恵まれた地域であり、鳥獸の生息の好適地である。一方、イノシシによる農業被害が依然として多いことから、鳥類等の小動物の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、引き続き狩獵鳥獸（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域に再指定することについて諒問する。

にしかた 3 西方狩獵鳥獸捕獲禁止区域の再指定

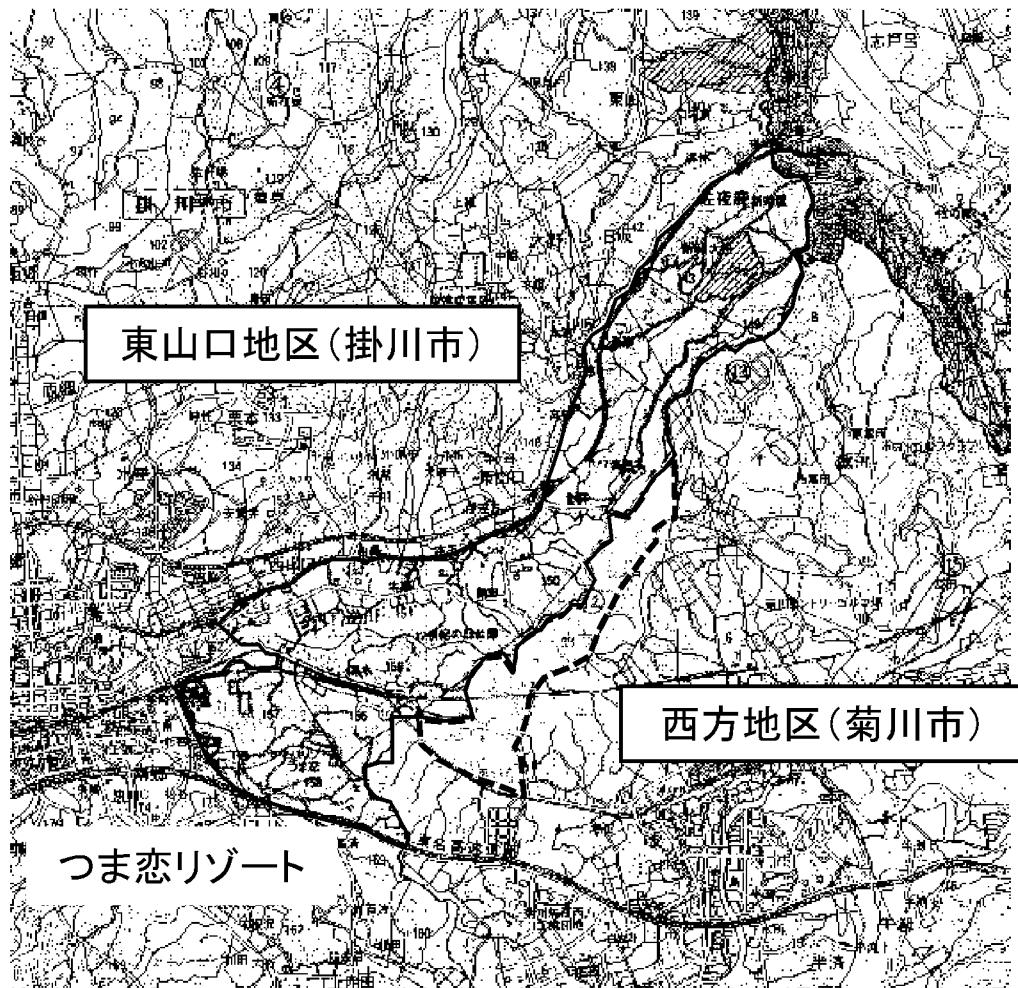
(1) 概要

- ア 名 称：西方狩獵鳥獸（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
イ 域 域：菊川市北西部に位置し、公文名地区、沢田地区、島川地区、田ヶ谷地区等からなる区域
ウ 面 積：193 ヘクタール
エ 存続期間：令和5年11月1日から令和8年10月31日まで（3年間）
オ 概 要：本区域は、キジ、ヤマドリを始めメジロ、ホオジロ等の小鳥類が多数生息している。区域内には住宅及び農地が散在していることから、鳥獸の保護に加え狩獵に伴う事故の防止も求められている。
(生息する主な鳥獸)
鳥類：キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ等
獸類：イノシシ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等
カ 經 緯：平成元年 鳥獸保護区に指定
平成23年 狩獵鳥獸捕獲禁止区域に指定替え
以降、3年ごとに再指定
キ 有害鳥獸の状況（過去3年）
(ア) 有害鳥獸捕獲許可件数
12件
(イ) 加害鳥獸の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（水稻、茶、竹の子、芋類、野菜等）

(2) 諒問理由

小鳥類が多数生息する地域である。一方、イノシシによる農業被害が依然として多いことから、鳥類等の小動物の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、引き続き狩獵鳥獸（イノシシ、ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域に再指定することについて諒問する。

東山口及び西方 狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域



4 小笠山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

ア 名 称：小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
イ 域：袋井市東部の小笠山周辺地域
ウ 面 積：888 ヘクタール
エ 存続期間：令和5年11月1日から令和8年10月31日まで（3年間）
オ 概 要：本区域は、自然環境の保全された緑豊かな丘陵地で、キジ、ウグイス、ヤマガラ、メジロ等の鳥類が繁殖、生息するため良好な環境条件を備えている。

（生息する主な鳥獣）

鳥類：キジ、ウグイス、メジロ、ヤマガラ等

獸類：イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等

カ 経 緯：昭和55年 鳥獣保護区に指定
令和2年 狩猟鳥獣捕獲禁区域に指定替え

キ 有害鳥獣の状況（過去3年）

（ア）有害鳥獣捕獲許可件数

17件

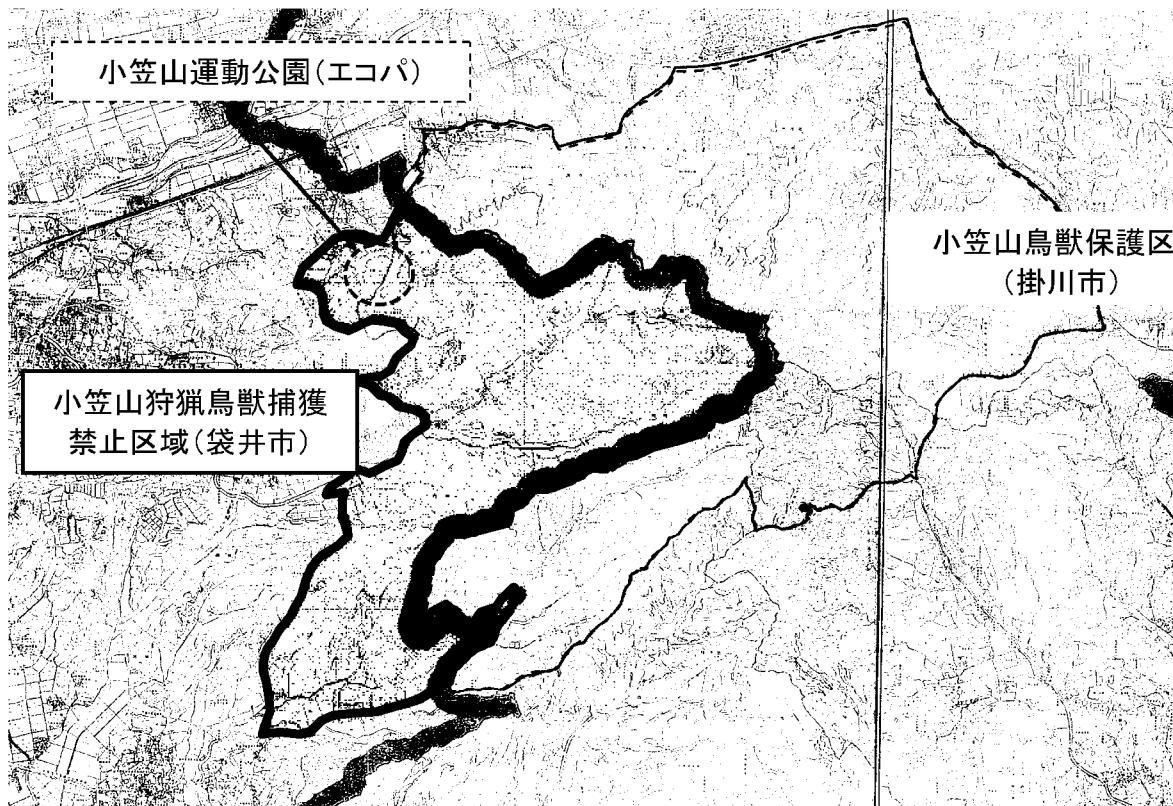
（イ）加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）

イノシシ（茶、柑橘類、竹の子、芋類、野菜等）

(2) 質問理由

自然環境の保全された緑豊かな丘陵地で、鳥類が繁殖、生息するための良好な環境が保全されている。一方、イノシシによる農業被害が依然として多いことから、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るために、引き続き狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域に再指定することについて質問する。

小笠山 狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域



5 井川湖鳥獣保護区の期間更新(区域変更)

(1) 概要

ア 名 称：井川湖鳥獣保護区
イ 区 分：森林鳥獣生息地
ウ 区 域：静岡市葵区井川地区の富士見峠から大日峠、勘行峰、山伏峠に至る地域
エ 面 積：911 ヘクタール（従前の面積 2,810 ヘクタール）
オ 存続期間：令和 5 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで（5 年間）
カ 概 要：当地域は、井川湖を中心とした山岳地帯にあり、井川ダムや井川少年自然の家、県民の森、スキー場等の施設があり、自然環境が豊かで、野生鳥獣の種類も豊富である。
(生息する主な鳥獣)
鳥類：ハイタカ、クマタカ、アカゲラ、コマドリ、ヨタカ、アカハラ、コガラ、コノハズク、フクロウ等
獣類：ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンリス、ホンドオコジョ、コテングコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ等
キ 經 緯：昭和 38 年 鳥獣保護区に設定
以降、10 年ごとに期間更新

(2) 諒問理由

当地域は、自然環境が豊かで、野生鳥獣の種類も豊富であり、その生息地を保護し、県民が自然と触れ合う貴重な場として環境を保全するため、昭和 38 年から鳥獣保護区に指定している。

近年、井川地区における鳥獣による農作物や樹木への被害は深刻化しており、これまでにも有害鳥獣捕獲により対応してきたが、狩猟により鳥獣被害を抑制したいため、地元から鳥獣保護区域の見直しの要望が出ている。

鳥獣の保護と県民が自然と触れ合える環境の保全を図る一方で、井川地区において狩猟による獣害の抑制を図るために、鳥獣保護区の区域の見直しを行った上で、存続期間を更新することについて諒問する。

井川湖鳥獣保護区 新旧対照図



6 西富士猟区の維持管理に関する事務の委託

(1) 概要

狩猟鳥獣の適正な生息数の確保・安全な狩猟の実施のために、一定の区域で狩猟者数の制限や狩猟の管理を行う区域。管理者（富士宮市）が知事の認可を受け設定する。

(2) 委託者 富士宮市

(3) 委託先 東京都豊島区巣鴨1丁目29番1号

一般社団法人 全日本狩猟倶楽部 会長 天田 満明

(4) 委託期間 令和5年11月1日から

令和15年10月31日まで（10年間）

(5) 委託内容

ア 入猟者の案内に関する事務

イ 猟区内の監視に関する事務

ウ 入猟承認料徴収に関する事務

エ 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務

オ 狩猟鳥獣の人工繁殖又は、放鳥獣に関する事務

カ 狩猟鳥獣の飼育に関する事務

(6) 諮問理由

本地区は、昭和38年から長年にわたり猟区として設定され、その間、猟区の維持管理については一般社団法人全日本狩猟倶楽部（以下、全猟という。）が担ってきた。

全猟は、維持管理において、開猟にあたっては入猟者への案内人の手配、巡視員による猟区の監視、入猟承認料の徴収事務を担い、また、放鳥や給水・給餌施設の設置等により、キジ等の保護、繁殖を行ってきた。

全猟は猟区の維持管理に関するノウハウを有しており、またこれまでのところ管理についてトラブル等は発生しておらず、維持管理の状況は良好である。

加えて、全猟に委託することで、隣接する本栖猟区と共に一体とした維持管理を行うことにより、西富士猟区の魅力を高めることができる。

適切に猟区を運営するため、富士宮市が猟区の維持・管理事務を引き続き全猟に委託することについて諮問する。

7 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定並びに猟区の維持管理に関する事務の委託の事務処理（案）

(1) 審議会での審議

静岡県環境審議会（第1回）～諮問（6月2日）

鳥獣保護管理部会での審議（7月）

※猟区の維持管理に関する事務の委託は部会専決

静岡県環境審議会（第2回）から答申（9月）

(2) 県公報による告示

名称、区域、存続期間等の告示（10月末まで）

(3) 環境省への届出

静岡県環境審議会への諮問書（写）及び環境審議会の答申（写）